

秋田県条例第二十二号

秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

秋田県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第五十七号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十四条第一項第二号、第百十五条の二の二第一項各号並びに第百十五条の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、介護保険法及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。次条において「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第三条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とする。この場合において、基準省令第五十四条第二項（基準省令第六十一条において準用する場合を含む。）、第七十三条第二項、第八十三条第二項、第九十二条第二項、第百二十二条第二項、第百四十一条第二項（基準省令第百五十九条、第百六十六条及び第百八十五条において準用する場合を含む。）、第百九十四条第二項（基準省令第二百十条において準用する場合を含む。）、第二百四十四条第二項、第二百六十一条第二項、第二百七十五条第二項（基準省令第二百八十条において準用する場合を含む。）及び第二百八十八条第二項中「完結の日から二年間」とあるのは、「提供の終了の日から五年間」とする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。